

介護職員等の宿舍借り上げに必要な経費の一部を補助します

地域密着型サービス事業所対象

申請区分	補助対象経費	補助基準額	補助率	要件等
ア 福祉避難所	法人が支出した介護職員等の宿舍を借り上げるために必要な経費 ・賃料 ・共益費(管理費) ・礼金 ・更新料等 ※入居者負担がある場合は当該金額を差し引く	宿舍1戸あたり月額82,000円 ・1事業所につき2戸まで ・同一職員の利用は最大10年まで	7/8 区から最大月71,000円の補助	・宿舍の場所は、事業所から10km圏内 ・対象職員は災害対策上の業務に従事
イ 災害時覚書締結事業所			1/2 区から最大月41,000円の補助	・災害対策上の要件なし(区内の地域密着型サービスであれば全ての事業所が対象)
ウ その他事業所				

- 補助対象者 荒川区内で地域密着型サービス事業所を運営する法人(区立施設は対象外)
- 対象職員 介護職員、訪問介護員、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者の職務に従事する職員(基準上、配置の定めがある職種)

主な補助要件

- ・ 法人が借り上げた宿舍に雇用した対象職員が入居していること(法人が賃貸借契約を締結)
- ・ 対象宿舍は法人または法人の役員が所有する物件でないこと
- ・ 補助対象経費が重複する補助金等を受けていないこと
- ・ 対象職員は法人の役員でないこと
- ・ 対象職員が非常勤職員である場合は、所定労働時間が週20時間以上であること
- ・ 申請区分アイの場合は、対象職員は災害対策上の業務に従事する職員であること。また、法人と当該職員の間でその条件が書面(入居契約等)により締結されていること
- ・ 対象職員、その同居人が住居手当や東京都居住支援特別手当(令和8年度)を受給していないこと

イ災害時覚書締結事業所とは…

- ・ 区内で地震等の災害が発生した場合に、利用者の安否確認と、普段サービスを提供していない場所(避難所等)での介護サービスの提供等をさせていただく内容です。
- ・ 区と法人間で締結します。
- ・ 地域密着型サービス以外の事業所でも締結可能です。この場合、東京都の補助対象となります。

申請手続き(予定)

- ① 事業計画書の提出(令和8年8月28日(金)〆切)
- ② 交付申請書の提出
(令和8年11月30日(月)～12月18日(金)〆切)
- ③ 実績報告書の提出(令和9年3月31日(水)〆切)
- ④ 交付額の確定(令和9年4月下旬)
- ⑤ 補助金の支払(令和9年5月中旬)

補助金の交付には他にも条件があります。
詳細は「荒川区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付要綱」及びQ&A集をご覧ください。

提出・問い合わせ 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
荒川区介護保険課事業者支援係 TEL: 03-3802-4037(直通)

